



いう規定がございます。この第一条の規定から申しまして、公営企業金融公庫の分野と申しますものは、地方の公営企業の必要とする資金のうち、いわゆる長期の地方債につきまして低利で安定した資金を供給する、こういうことにあるわけでありまして、そこで現に旧指定団体、東京とか大阪のような非常に裕福な団体でさえも九分というように非常に高い金を使っておるところを、この公庫が融資をいたしますところの団体につきましては、七分六厘という比較的有利の長期資金を供給いたしておるのであります。そういうためにこの公庫を設けたのであります。

そこで、ただいま自治庁から申し上げましたような短期資金を必要としております部面につきましては、これは直接政府資金をもちまして、一銭八厘という低利で供給するのが本来の建前でございます。またこれにつきましては、ただいま、いろいろ数字をあげて御説明ございましたが、簡易保険資金なり資金運用部資金というものは、現に私どもの予定しておりますものの六割くらいしか使われておりません。四割くらいは余っておるわけでございます。それはいろいろ事情もございまして、先ほどおあげになりました数字を見ましても、年を追うて政府資金の割合が高まっております。この割合を一そう高めまして、短期資金というようにするのはそういうルートから供給すべきものと心得ております。そして今おあげになりました市中金融機関というものは、これはビジネスの關係がございまして、預金をしたりいたしますものから、そこからまた金を借りるとい

うようなことが行われておるようでございますが、これらのことも、本来公営団体の財政を健全化するという見地から申しますと、あまり好ましいことではございませんから、短期資金は、私どもは政府資金でストレートに、間接的なマージンを取らず、従つて低利に供給していく、これで事足りると考えておる次第であります。

○左藤義詮君 ただ今自治庁のお話では、地方公共団体は現在非常に高利な民間資金を相当に借り入れているというところで、この短期資金の貸付も行なつた方がいい、こういう御意見ですが、大蔵省の方は、政府資金の預金部なり簡保なりでも相当余裕があるのだから、どんなことを進めていったらいい、こういうお話でございますが、どうもそれがうまく行つていないというところは、何が政府資金の貸し出しを特に抑制しているような事実があるのか、あるいは、いわゆる官僚主義でどうも借りにくいというような、何か窓口のスムーズにいかぬ点があるのですか。そんな余裕があるなら、なぜ實際地方の困つておるものに政府資金をお返しにならないのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) ただいまも申し上げましたように、たとえこれは昭和三十三年度におきます地方公共団体への短期貸付の状況を数字について申し上げますと、貸付ワックといひましては、運用部資金が七十億圓、簡易保険資金が二百億圓を予定いたしております。そこでこの全体につきまして四割くらいの余裕が出ております。これはやはり私どもといたしましては、全体として従つて資金としては非常に不足しているというふうには

は考えておりません。ただ、どうしても金を借りに見る場合に、まず簡易保険資金を使つておられるようでありまして、簡易保険資金の方が比較的近寄りやすいということになつておつて、そうして私どもの方の財務局財務部に参られるときには、比較的むずかしいものを持ち込んでおられるようでございます。そこでいろいろこちらとしても申し上げまして、将来のことをいろいろ御注意申し上げるというふうなことが多いため、ついで多少金利が高くてというふうなことで、ほかへ回られるというふうなこともあるようでございます。しかしこれはほんとうに、やはり私申し上げたように、地方公共団体の財政健全化の見地から好ましくないのでございまして、出先の第一線の者を集めまして、ほんとうに親身になつて公共団体の立場に立つて融資を取り計らうように、もとより、それは無条件にどこでも貸すということではございせんが、必要な資金を、しかも当該団体の公営企業の将来のことを考えて、最も効果的に金を貸すように、こういうふうに申し上げているわけでございます。そこで、そういう点についてなお至らぬ点がございすれば、これは政府部内の問題でございますから、自治庁も地方についてはいろいろと第一線からの資料を取つておられるわけでございますから、具体的に部内において十分戒しめ合つて参りますれば、多少今日円滑化を欠いておるような点がありまして、これを除去することはさして困難なことではない、かように考えている次第であります。

○左藤義詮君 簡保の資金を運用するのを郵政省にやらせるかどうかというので、非常に国会でも問題になつたのですが、やってみますと、今のお話でも、簡保の方はなかなかお客さんが多い。どうも財務局に行くと、いろいろなむずかしいことを言つて、金を貸すような顔をして、一方ではいろいろ小言ばかり言つてにらむからうまいかない、こういう点は、今、理財局長も、第一線を奮勵して、十分国民の大蔵省の貯蓄であるその運用部資金がもつと公営企業の方にスムーズに行くように努力する、一、實際努力が足らぬからこういう問題が起るのだと思ひます。これは非常に今後の運営において今のお話をもつと実行されるように期待しますとともに、一方、こういうふうには、政府資金に非常に余裕があるならば、政府資金よりも高利な公庫に短期貸付を認め、公的機関が重複するようになつておる、いかにも私的なものになつておる、いかにも私的なものになつておる、監督官庁として、真に地方財政の健全化というところを考えたならば、積極的に今申しましたようにいろいろ努力をして、低利な政府資金を、しかも余裕があるというのですから、それを活用させるように指導すべきだと思ひますが、これに対して自治庁並びに大蔵省の御意見を伺いたい。

○政府委員(小林興三君) これは全く同感でございます。できるだけ低利な金を借りさせた方が地方財政のために望ましいのでありまして、そういう御趣旨に沿つて積極的にもちろん指導したいと思ひます。それでありますから、事實上百パーセント問題なくスムーズにいけば、實際問題といたしましては、公庫が動く余地がこれはないのでございまして、現実の問題と

いたしましては、なかなかそれはそういうわけにも参らぬという実情もございまして、それでまあこういう道もあつていいじゃないか、だから實際問題としてその問題が十分に達せられれば、これは餘り余地が事実上なくなるという實際的な結論になるだろう。そういう方向には、われわれといたしましても、できるだけ指導はいたしたいと考えております。

○政府委員(正示啓次郎君) ただいま左藤委員の御指摘の点は、まさに私どもは同感に考えております。行政の運営が多少なおいろいろ円滑を欠くような点がございすれば、これは是正して参りたい。そして合理的な、また必要な適当な資金はこれを確保していくように、中央地方を通じて行政の能率化をはかつて参りたい、かように考えております。

○左藤義詮君 大蔵省がそういう点に非常な努力をしますとすれば、私はその成果を見た上だと思ひます。これは、今すぐに政府資金よりも高利な公庫の短期貸付を認めて、何か公的機関が重複するようなことをすることは、もう少し様子を見てからでいいと思ひますが、これは私の意見でございますが、本来、こういう公庫の設置の趣旨が、公庫法の第一条にもありますように、低利かつ安定した長期資金の貸付でありまして、それも低利の政府資金の補完的な意味だと思ひるのでございまして、その点どうでございましょうか。

○政府委員(小林興三君) これは、公庫の趣旨は今仰せられました通り、要するに長期かつ安定した資金を出すのが本旨だろうと存じます。それでこ

たような長期の安定した低利資金を確保するという使命を国会においてお定めになった法律にうたつておる。その使命の線に沿うて資金の手当がされ、そしてそれに沿うて業務計画が作られておるわけでございますから、それを何ら裏打ちのない方法で業務範囲を拡張するということは、きわめて私は、金融というものの本来の性質から申しまして、非常に危険なことではないかかという点を心配をいたしておるわけであります。そこで、だんだんつき詰めていきますと、そういう資金はそれ

じや政府資金を出したらいいじやないか、というところへもし話がきますと、これは今申し上げたように、政府資金をストレートに貸す場合には一銭八厘で出ますが、公庫がコストを入れて貸しますと、どうしても割高になります。そういうことになりますと、地方公共団体の財政を長期にわたって安定化するために、公庫は低利の資金を確保するのだということでスタートした公庫の本来の使命にむしろ逆行するようなことになります。やはりそのところは低利資金はストレートに、何らコストを加算しない金利で使う、といううことにはいたさない、やはり矛盾

盾してくるように思います。

○左藤義詮君　いろいろお話承わりましたが、どうもこの衆議院の御修正は、おそらく、予算が今衆議院が通過しておるのでございまして、既定予算で短期貸付を行おう、こういう御説明だろうと思うのです、伺いますと……。公庫の現状は、許可された公庫募債の額について機械的に長期資金を供給する業務でございまして、まあこれは二十五人程度の今の人員でも十分

だと思つてありますが、短期貸付をする事になりますと、おのずから個々の団体、個々の会計について収支の状況を十分検討したり、あるいは金繰りをいろいろ審査しなければ、適正な業務の遂行はできないと思つております、しかも、これは短期貸付でございますから、貸し出しとか回収とかいうことが非常にひんぱんに行われる。ロスも出やすいというふうに考えられるのでありますが、この経費の面について、あるいは人員の点について、今の既定予算で短期貸付が果して行われるかどうか、いろいろな困難が出てこないか。経費の面においても資金の面においても、また貸付金利の面からいいますと、これはやはり私は当然に、政府内部において予算編成と関連して十分検討の上で、これはやるか、やらぬかきめるべきものである。今日の既定予算の中では非常な無理が出てくるのであります。その点についての両者の御意見を伺いたいと思つております。

○政府委員(小林武治君) これは短期貸付をどれだけやるかと、こういう問題にからんでくるのでございますが、公庫のどうせ資金は、出資金十億と公庫の発行額が八十億程度と、これはきまつております。要するにこれが公庫としての活動のこれは限界点でございます。そのワク内において働くという問題でございます、われわれといたしましては、少くとも地方団体を相手にして働く公庫だけは、最も理想的に経営管理をやつてもらいたいというので、非常に人数も少いし、そうした合理的な経費も少くして御無理を願つておるのでございますが、要するに、そのワク内において公庫が働くというう

けの私は問題だらうと思つてございませう。それでございませうから、特別にこの発行限度額でも大きくしてやるとすれば、それだけ業務量がふえますから、今の陣容で足りるかも知れぬかという問題は、私は起り得る可能性はあるかと思つてございませう、今日の段階におきましては、そういう問題じゃないのでございまして、要するに資金的なズレというものは、起債の許可と、それから公募債の発行の時期と、それから起債を許可しましても、それぞれ団体の事業についての資金の需要と、そういうものが百パーセントマッチすれば、これはゆとりが全然ないという事になります、必ずしもそういうわけにいかぬ、現実にはゆとりがあり得る。そういう場合に、単に銀行に寝かしておくと、これは、むしろ公庫としては私は拙策だらうと思つてございませう。そういう場合に、銀行に流すよりも、活用する道があれば道によって活用したい。そしてそれが特別に、そのために何も公庫として特別な人も要らなければ、特別な金もたくさん要らぬ、そういう事務の運びは、私は十分工夫をすればできる問題でございます、この改正によつて直ちにどうこうという、経費面におきましては、機構面におきましては起ることは考えておらぬ、またそういうふうにするべきものでもない、こういうふうを考えておるのでございませう。

○政府委員(正木嘉次郎君) どうも両方でご意見を戦わすと非常に苦しいのでございませう、実は財政局長は、来年度予算を要求してきたときああいうことを言えば非常にいいのですが、おそろく予算を要求してくるときは、こ

いう規定が入つたのだから事務費をふやせ、人件費をふやせと、必ずやるのであります。きよの速記録は私は大事にとつておきまして、来年度の予算要求のときは大臣に見せたいと思つてございませう、私は今財政局長の言つたようなことを予算の査定のときに申すわけでございます。どうか一つそういうふうによつてくれと……ところが絶対にきかない。そういうことをやると、必ず貸付は疎漏になつて間違つたことをやるから、どうか必要な人間をふやしてくれ、事務費をふやしてくれ、これは当然のことである。そして私どもとしても、短期貸付と同じ手数だということでは絶対あり得ません。銀行に預ける方は向うから取りにきてでも預かつてくれますが、貸し付けるときには、無責任に右から左に貸し付けるといふことはできるはずはございません。そこでやはり調べなければならぬのでございませう。調べるという事になると、どうしても事務費、旅費がかかる。人間も増さなければならぬといふことになりませう、予算がふくれてくるわけでございます。私はそういう意味におきまして、今お話しのある意味では、おそろく三十三年度における予算の増額が困難でありますから、今のようなお話が出ると思つてございませう、本末はさうではない。また、そういうことは非常に危ない。おおよそ資金の貸付というふうなことは、さうな疎漏な建前で行われてはよくないのであります、これはどこの出資金にいたしましても、また公庫に対するこの債券の発行による資金にいたしましても、全く公けの金でございますから、その金

を貸し付けるようなときに、少い人員で事務費も足らずに無理してでも貸し付けるといふことは許されません。おおよそ貸し付ける以上は、十分調査をいたしまして、間違ひのないところで貸付をしていくという建前でなければならぬと考えてございませう。

○小笠原三男君 議事進行。私は何も各省各庁の利害を代表してつべこべ聞くためにこへ集まつてきているのではないので、衆議院側でいろいろ修正が通る際に、政府の意見というものはどうであつたかといふことをお聞きしたいのだが、皆さん政府委員で、だれそれ大臣の補佐というふうなことはないのですから……こもこも立つて言うことがこもこもこのことを言つてゐる。それで、われわれに何かこれは仲裁でもせよといふのですか。一向何のこれは連合審査だか私不敏にしてわからない。何かこういうことはこの前数年前にやはり突如あつて、盛んに口述を聞いたことがあつたと思うのですが、この際あなたが政府を代表してゐるのですか、はつきりしていただきたい。速記をとつて、国会の経費をよけいかけるといふことは、大蔵省だつて好まないことだ。はつきりしてもらいたい。どなたの方がレギュラーで、どなたが補佐なんです。委員長は、どなたが補佐なことを言わないで、政府の委員は統一的に言われるようにしてもらわんと、われわれ連合審査はできません。こは各省の出先機関の仲裁裁定をやる場所ではないのですから、そういう意味の議事進行をお願いいたします。

きたのでありますが、政府の意見をわれわれはお聞きしたい。各省のてんでんばらばらの御意見は聞きたくないといふことを午前中にも申し上げてあります。それで聞くところによりますれば、その問題で何か協議をされておる、こういうふうなことであります。が、それについて何かお話しがございませうか、その経過事情につきまして……

○政府委員(小林武治君) 今、大蔵省の政務次官と自治庁の政務次官が、官房長官のところへ行つて相談しておられるはずでございます。どういふふうになつて、どうなつておるか存じませんが……

○委員(小林武治君) ちよつと速記をやめて下さい。

○委員(小林武治君) それでは速記を始めて。

他に御質疑ございせんか。——御発言もないようでありますから、本連合審査会はこれにて終了することに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(小林武治君) 御異議ないと認めて、さう決定いたします。

これにて散会いたします。

午後二時二十四分散会

○委員(小林武治君) これは午前中の地方行政委員会でも同様な問題が起